

鹿屋体育大学外国人留学生規則

	昭和60年4月24日
	規則第5号
改正	昭和62年1月14日
	規則第3号
	昭和63年4月1日
	規則第1号
	昭和63年5月25日
	規則第8号
	平成8年3月26日
	規則第5号
	平成10年9月25日
	規則第1号
	平成16年4月1日
	規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第70条の規定に基づき、本学における外国人留学生について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、外国人留学生とは、外国人で、大学において教育・研究を受ける目的をもって入国し、本学が実施する選抜試験に合格した者をいう。

(種類)

第3条 本学が受け入れる外国人留学生の種類は、学部学生、大学院生、科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生とする。

(入学資格)

第4条 前条の規定に基づき、外国人留学生となることのできる者の入学資格は、その外国人留学生の種類に応じ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部の学生 学則第16条に規定する者
- (2) 大学院の学生 学則第40条及び第41条に規定する者
- (3) 科目等履修生 鹿屋体育大学科目等履修生規則第3条に規定する資格を有する者
- (4) 研究生 鹿屋体育大学研究生規則第3条に規定する資格を有する者
- (5) 聴講生 鹿屋体育大学聴講生規則第3条に規定する資格を有する者
- (6) 特別聴講学生 外国の大学、短期大学又は大学院に在学する学生で、大学間交流協定に基づき来日し当該授業科目を聴講する者
- (7) 特別研究学生 外国の大学院に在学する学生で、大学間交流協定に基づき来日し当該研究指導を受ける者

(入学の時期)

第5条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年及び学期の始めとする。

(国費外国人留学生)

第6条 国費外国人留学生の受入れは、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁決）に基づいて行う。

(入学の出願)

第7条 外国人留学生として本学に入学を志願する者は、入学願書その他の書類に検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第8条 前条の規定により入学を志願した者については、別に定めるところにより特別に選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第9条 前条の入学者選抜に合格した者は、入学手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第6号）に定める額とする。

2 国費外国人留学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

3 大学間交流協定に基づく外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）の定めるところによる。

(既納の検定料等)

第11条 納付した検定料、入学料及び授業料は還付しない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し、必要な事項は、学則、鹿屋体育大学科目等履修生規則、鹿屋体育大学研究生規則又は鹿屋体育大学聴講生規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和60年4月24日から施行する。

附 則（昭62. 1. 14規則第3号）

この規則は、昭和60年4月24日から施行する。

附 則（昭63. 4. 1規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭63. 5. 25規則第8号）

この規則は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則（平8. 3. 26規則第5号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平10. 9. 25規則第1号）

この規則は、平成10年9月25日から施行する。

附 則（平16. 4. 1規則第36号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。